

7監総第791号

令和8年2月5日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月24日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都教育委員会及び管理職が健康申告等に対する事実確認及び判断を適切に行っていれば係争には至らなかつたのであるから、東京都教育委員会が係争対応として弁護士費用その他の関連経費を支出することは違法・不当であるとして、同経費の支出額、支出期間及び支出決定の経緯の確認等の監査を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、（略）監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査

請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成2年6月5日最高裁判決）。

訴訟を含めた請求人との係争について確認したところ、職員が対応しているため、弁護士費用を支出しておらず、請求人が主張する財務会計上の行為自体が存在しないことを確認した。

また、請求人は、その他の関連経費についても請求の対象としているが、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示したものとは認められない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。